

広島県告示第四百八十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
宮本地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
福山市	北本庄二丁目			一〇九番一	標柱一号、二号及び 二二号
				一〇九番二	
				一一四番	標柱三号
				一一五番一	標柱四号
				一一五番二	
				一一五番三	
				一一五番四	
				一一六番	標柱五号
				一四六九番	標柱六号
				乙一三三九番	標柱七号
				一三二九番二	標柱八号
				一三二八番一	標柱九号
一三二八番三	標柱一〇号及び 一一号				
一三二七番一	標柱一二号及び 一三号				
一一九番地先市道敷	標柱一四号				
一三二五番一	標柱一五号				
一三二四番一	標柱一六号				

一一一番三	一一一番九	一一一番六	一三三三番二	一三三三番一
標柱二一號	標柱二〇號	標柱一九號	標柱一八號	標柱一七號